

令和3年度前期選抜募集要項

福島県立大沼高等学校

福島県大沼郡会津美里町字法幢寺北甲3473番地

☎ (0242) 54-2151

1 募集定員

80名

- (1) 特色選抜
定員の20%程度
- (2) 一般選抜
定員から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 出願資格

出願資格については、次の(1)または(2)のいずれかの条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)または(2)のいずれかの条件に加えて(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) この要項に示した「13 選抜資料・選抜方法」の「(1) 特色選抜」の「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

3 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 併願の取扱い

志願者は、この要項の「13 選抜方法・選抜資料」に示した特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

5 出願期間

令和3年2月4日（木）から2月9日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、404円分（簡易書留料金）の切手を貼付した「長形3号」の返信用封筒を同封の上、令和3年2月9日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

① 入学願書

② 令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は令和3年2月16日（火）から2月17日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

③ 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）

特色選抜志願理由書の用紙は、この要項に示した「13 選抜資料・選抜方法」の「(1) 特色選抜」の「志願してほしい生徒像」の①と②に対応して①用と②用の2種類があるので、いずれか一つを提出する。本校への志望動機及び学習、部活動、その他の活動、自己PR等について本人が記入する。

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

④ 受験票用紙（受験番号欄の希望する選抜について学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書

② 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）

特色選抜志願理由書の用紙は、この要項に示した「13 選抜資料・選抜方法」の「(1) 特色選抜」の「志願してほしい生徒像」の①と②に対応して①用と②用の2種類があるので、いずれか一つを提出する。本校への志望動機及び学習、部活動、その他の活動、自己PR等について本人が記入する。

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

③ 健康診断書（令和3年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、この要項に示した「2 出願資格」の「(2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。

④ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの

- ⑤ 受験票用紙（受験番号欄の希望する選抜について学科名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
- ただし、志願者において消印しない。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和3年2月16日（火）から2月17日（水）までとする。
郵送の場合には、2月17日（水）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、この要項の「6 出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。

- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

- ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

- ③ 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、この要項の「6 出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに次の書類を併せ

て提出する。

- 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

9 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた本校において、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
- ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

10 出願先変更

志願者は、令和3年2月10日（水）から2月15日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

- (1) 出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。

- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

11 出願の取消し

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

12 出願の特例措置

- (1) 県外からの出願
保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、この要項に示した「8 県外等からの出願」の(2)（3ページ参照）を準用する。
- (2) 出願先変更
保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願先変更をする者については、上記「10 出願先変更」を準用するが、保護者が当該学区内に居住することになることを証明する書類を併せて提出する。

13 選抜方法・選抜資料

- (1) 特色選抜
特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料として選抜を行う。
○志願してほしい生徒像

本校では、個々の生き抜く力を育み、地域社会に貢献できる人材の育成をめざし、学習活動や部活動等を通して、コミュニケーション能力を高める教育を行っています。特に中学校において基本的な生活習慣が確立した次のような生徒を求めています。

- ① 中学校で学習活動に積極的に取り組み、明確な進路希望を持ち、入学後も目標達成のために本校で行う探究活動を含めた学習活動に主体的に取り組む生徒。ただし、進路希望は大学・看護専門学校への進学もしくは公務員に限る。
- ② 中学校で部活動に熱心に取り組み、入学後も部活動を3年間継続して行う意志を持ち、将来の進路希望実現のために意欲的に取り組む生徒。ただし、陸上競技部及びバレーボール部に限る。

① 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を 50 点、検査時間はそれぞれ 50 分とする。学力検査の満点を 250 点とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

② 特色選抜志願理由書

本校への志望動機及び学習、部活動、その他の活動、自己PR等について本人が記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は 135 点満点とし、「特別活動等の記録」は 165 点満点として、合計 300 点満点とする。

④ 特色面接

個人面接を実施する。面接については、点数化し、50 点満点とする。

⑤ 選抜資料の満点

全体の満点は、600 点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料として選抜を行う。

① 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を 50 点、検査時間はそれぞれ 50 分とする。学力検査の満点を 250 点とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は 195 点満点、「特別活動等の記録」は 55 点満点とし、合計 250 点満点とする。

③ 選抜資料の満点

全体の満点は、500 点とする。

14 学力検査、特色面接の日時及び会場

(1) 学力検査

① 学力検査の日時及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 令和 3 年 3 月 3 日（水） 午前 9 時～午後 3 時 10 分

イ 日 程

8:00～8:15		9:00～9:50		10:10～11:00		11:20～12:10	
受付	諸注意	国語 (50分)	休憩 (20分)	数学 (50分)	休憩 (20分)	外国語 (英語) (50分)	

13:10～14:00		14:20～15:10		
昼食 (60分)	理科 (50分)	休憩 (20分)	社会 (50分)	諸連絡

ウ 会場 本校（入口は東昇降口）

② 注意事項は以下のとおりとする。

○ 学力検査当日は次のものを持参すること。

受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、各辺の長さの比が印字された三角定規、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。

○ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

③ 学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者等の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。

(2) 特色面接

① 特色面接の日時及び会場は次のとおりとする。

ア 日時 令和3年3月4日（木）

イ 会場 本校（入口は東昇降口）

ウ 日程 8:00～8:15 受付

9:00～ 面接

② 注意事項は以下のとおりとする。

○ 特色面接当日は次のものを持参すること。

受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）

○ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

③ 特色面接の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者等の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。

15 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者（※）とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」（この要項では、新型コロナウイルス感染症を除く。以下、同じ。）を指すものとする。

追検査等の実施については、当該受験者が欠席した選抜を実施し、当該受験者を他の受験者と併せて合否判定の対象とする。

※ ここでいう「新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者」の範囲については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の16ページに示さ

れた「3 新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者への対応について」に定めるところによる。

(1) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

① 日 時 令和3年3月10日(水) 午前9時～午後4時00分

なお、非常災害による交通遮断が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

8:00～8:15		9:00～9:50		10:05～10:55		11:10～12:00	
受付	諸注意	国語 (50分)	休憩 (15分)	数学 (50分)	休憩 (15分)	外国語 (英語) (50分)	
12:50～13:40		13:55～14:45		15:00～16:00			
昼食 (50分)	理科 (50分)	休憩 (15分)	社会 (50分)	諸連絡	特色 面接		

特色面接のみ受験する場合の受付時間は、14時30分から14時45分までとする。

受験者数によっては、特色面接の終了時間が変更になる場合がある。

② 会 場 本校(入口は東昇降口)

③ 注意事項は以下のとおりとする。

○ 学力検査当日は次のものを持参すること。

受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、各辺の長さの比が印字された三角定規、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。

○ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(2) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患志願者追検査等受験願に医師の診断書を添付し、3月5日午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者の追検査受験の手続きについては、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の16ページに示された「3 新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者への対応について」に定めるところによる。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(3) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(4) その他

3月3日の学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者（ただし、新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者を除く。）の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。

16 合格者発表

- (1) 令和3年3月15日（月）正午以降に本校において発表する。電話による問い合わせには応じない。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。